

山梨・静岡ゴルフ場農薬被害等調停申請事件

(平成2年(調)第12号事件)

(1)事件の概要

平成2年4月9日、静岡県富士宮市の住民ら130人から公害紛争処理法第27条1項の規定に基づき、静岡県知事に対し、甲株式会社を相手方(被申請人)として調停を求め申請があった。

申請の内容は、

ア 被申請人会社が、山梨県西八代郡上九一色村富士ヶ嶺に建設中のゴルフ場等が完成すると、ゴルフ場で使用される農薬が地下に浸透することにより、富士宮市域の地下水全体が汚染され、富士宮市民の健康と暮らしに重大な結果をもたらすおそれがある

イ 国立公園富士山の生態系と景観を破壊することとなるほか、ゴルフ場等で地下水を汲み上げると、富士宮市域の湧水が更に減少するおそれがある

等を理由として、被申請人会社に対し、ゴルフ場等の建設を中止することを求めたものである。

(2)事件処理の経過

静岡県知事は本申請受付後、山梨県知事に対して公害紛争処理法第27条3項の規定により連合審査会の設置の協議を行ったところ、協議がととのわないことをもって、同年5月25日、同法第27条5項の規定に基づき、公害等調整委員会に対し、本事件の関係書類を送付した。

公害等調整委員会は本事件の関係書類の送付を受けた後、本事件の調停委員会を設けた。調停委員会は、8回の調停期日を開催したほか、当事者双方からの事情聴取及び打合せを頻繁に行って意思疎通を図り、また、ゴルフ場の農薬問題に関し、学識経験者等からのヒヤリング、関係文献の収集、その他の必要な調査等を行い、当事者双方にこれらの情報を提供した。申請人らは、調停手続の当初において、調停を求める事項として農薬等の化学物質を用いる場合は、「きれいな水にして地下に戻すこと」を求めた。しかし、被申請人が、申請人らの地下水汚染についての危惧を解消するため、誠意をもつ

て対応措置を講ずるとの基本姿勢で臨み、吸着剤としての活性炭の使用を含めた調停案(44項目)を積極的に提示したところ、申請人らは被申請人の提示した調停案について理解を示し、さらに、調停条項の実施状況について知る機会を持ちたいと要望したので、調停委員会はその方向で調整を進めた結果、平成3年5月14日の調停期日において調停が成立した(別記1参照)。

これにより、本調停事件は終結したが、調停成立に当たって、今後とも申請人と被申請人の円滑な協力関係の維持・発展を望むとする調停委員長談話を発表した(別記2参照)。

本調停事件の処理経過は、次のとおりである。

平成2年 6月25日	第1回調停期日
7月30日	第2回調停期日
8月28日	現地調査
8月29日	第3回調停期日(現地にて開催)
10月 1日	第4回調停期日
12月17日	第5回調停期日
3年 1月28日	第6回調停期日
3月18日	第7回調停期日
5月14日	第8回調停期日(調停成立)

別記 1

調 停 条 項

第1 この調停条項は、申請人らと被申請人との間の相互の信頼関係を深めるとともに、別紙目録（略）記載の土地（実測面積合計1,398,443 m²）において被申請人らが実施する「○○○建設事業」及び「○○○建設事業」（以下では一括して「本件施設」という。）に関し、災害発生及び地下水汚染等に関する近隣周辺の住民の危惧を取除き、被申請人らが本件施設の建設及び運営に当たって、これによる環境の破壊と汚染を生じさせることなく、富士山西麓一帯における自然環境及び地下水の保全に寄与することを目的とする。

第2 被申請人は、前項の目的を実現するため、本件施設の建設及び運営に当たって考慮ずみの基本方針と諸施策の内容（別紙細目のとおり）について、引き続き誠意をもって実行する。被申請人は、本件調停の手続中において、上記の基本方針及び諸施策の内容について詳細な説明をし、申請人らは、その内容を理解した。

第3 本件施設外において、本件施設の設置管理及び運営に起因する損害が発生したときは、被申請人は、その被害者に対し、損害を賠償するとともに、被害の回復に必要な施策を自らの負担において行う。

被申請人は、被害者から要望を受けたときは、その内容を直ちに山

梨県又は〇〇〇村に報告して指導を仰ぐとともに、被害者との話し合いを行い、かつ、自らの負担において適切な措置を講じる。

第4 申請人らと被申請人は、この調停の成立をもって当事者間の紛争が円満に解決したことを確認し、向後は、誠意をもって相互の円満な協力関係を形成するよう努力する。

申請人らと被申請人が相互の円満な協力関係を維持・発展させるため、申請人ら代理人弁護士から要望があれば、被申請人は、適切な時期に本件施設内等において、毎年度における本調停条項の実施状況に関し、必要な説明を行うよう誠意をもって努める。なお、本調停の成立後当分の間は、上記の説明の場に公害等調整委員会事務局職員の立ち会いを求めて行うこととする。

【別紙細目】

第1 本件施設における農薬、肥料その他の化学物質の使用について

被申請人は、本件施設において使用する農薬、肥料その他の化学物質（以下「農薬等」という。）の使用が環境に及ぼす影響を重視し、本件施設の建設に際しては農薬等の使用を可及的に回避するための諸施策を講じるとともに、農薬等を使用する場合であっても、対象を毒性の少ないものに限定し、使用量及び散布範囲を必要最小限にとどめるよう努力し、かつ、使用した化学物質が環境に及ぼす影響を注視し、その影響を最小限にとどめるよう努力・研究を積極的に継続する。

1 農薬等の使用を可及的に回避するための施策

(1) 薬剤依存性の低い種類の芝草を選定・導入して健全な育成を図り、病害虫に対する耐性を高めるよう肥培管理する。

- (2) 芝草の病害虫に関する知識を習得し、病害虫の発生を誘発助長する環境要因を可及的に除去する。
- (3) 芝草の床土の三相分布に配慮するとともに、踏圧による固相化を防ぐ。
- (4) 芝草を定期的に観察し、病害虫の発生時期及び種類を的確に把握する。

2 農薬等の選定

- (1) 農薬等の新規開発動向を注視し、その成果を積極的に導入する。
- (2) 周辺の土中環境を損なわないようにするため、適種の肥料を選定し、必要最小限度の使用にとどめる。
- (3) 実際に使用する農薬の種類は、登録農薬の中から「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」に基づく山梨県の指導指針に基づいて選定する。
- (4) 魚毒性がC類及びB₂類に属する農薬は可及的に回避する。
- (5) 病害虫の発生した場合は、その原因及び発生範囲を診断の上、登録農薬の中から、選択性、卓効性、浸透移行性、土壌吸着性及び分解性能が高く、水溶性及び毒性の低い農薬を選択する。
- (6) 前年の農薬の使用状況及び当年の使用予定等について、山梨県知事に対する農薬使用状況等の報告をしたときは、その報告の写しを関係行政機関に提出する。

3 農薬等の使用方法

- (1) 所定の使用方法等を遵守する。
- (2) 農薬は、原則として病害虫等の発生初期に局部的に使用し、一律の全面的な使用はしない。
- (3) 農薬は適時に使用し、散布量及び散布回数は可及的に低減する。
- (4) 殺菌剤及び殺虫剤の不必要な予防散布は行わない。

- (5) 農薬散布の際は、気象情報等に十分留意し、降雨が予想される場合は散布を控える。特に除草剤は晴天が続くと見込まれるときに散布する。
- (6) 農薬散布中に降雨、強風等散布に不適切な状況が生じた場合は、直ちに散布を中止する。
- (7) 散布に使用した器具、容器等は焼却処理し、それらを洗浄した水等は、本件施設内の下水管、排水管及び貯溜浸透池に流さない。

4 農薬等の使用による影響の把握

- (1) 農薬使用状況等を山梨県知事に報告したときは、その報告の写しを速やかに関係行政機関に提出する。
- (2) 農薬を使用したときは、使用後に防除効果を調査し、予想した防除効果が得られなかったときは、その原因を究明する。
- (3) 本件施設内の景観池に魚類を飼育し、水質の状況を監視する。
- (4) 年間3回以上、次の施設から水質検査に必要な量の試料を採取し、専門機関（計量法第123条第2項に基づく登録計量証明事業所）に分析、測定を委託し、分析測定結果の報告を受領した後、遅滞なくその報告の写しを関係行政機関に提出する。
 - ① 本件施設内の吸着剤を埋設した貯溜浸透池 1か所
 - ② 本件施設内の井戸 1か所（別紙・図面表示A点(略)）
 - ③ 本件施設外の井戸 1か所（別紙・図面表示B点(略)）
- (5) 次の各場合には、直ちに農薬の使用を中止し、速やかに山梨県の指導を求める。
 - ① 飼育中の魚類が一時に多数死亡する等の異常事態が発生した場合
 - ② 第1の4(4)の①～③の試料から農薬成分が検出されたとき。
ただし、環境庁水質保全局長通達（環水第77号）等に掲げられ

た種類の農薬成分については、前記①の試料から環境庁の指導指針値を超える農薬成分が検出されたとき、同②又は③の試料から厚生省の水質目標値を超える農薬成分が検出されたときに限る。

- (6) 第1の1～3のとおり実施すれば、農薬等が地下深部に浸透することはないと思われるが、万一、農薬の地下深部浸透が確認されたときは、直ちに被害発生を防止すべき適切な措置をとる。

第2 地下水の涵養について

- (1) 地下水の涵養力の維持向上に努めるとともに、揚水を必要最小限とし、使用後は地下に還元することにより地下水の絶対量の減少を最小限にとどめ、かつ、水質に変化をきたさないよう努力する。
- (2) 本件施設内の建物及び牧場施設から発生する雑排水は、処理後の水質が日最大BOD値1リットル中10ミリグラム、SS値1リットル中10ミリグラムを超えない程度の高度の浄化処理をした上で地下に還元するものとし、できる限り芝草の管理用水に使用する。
- (3) 使用水の第3次処理施設については、定期的な保守作業によって、その機能の維持を図る。
- (4) 本件施設内の井戸1か所及び本件施設外の井戸2か所に水位計を設置して井戸の水位を継続的に計測記録し、その測定結果の写しを関係行政機関に提出する。

第3 貯溜浸透池の設置管理等について

- 1 本件施設内に、流入する雨水を受け止めて外周部から隣接地域に流出しないようにするため、45か所の貯溜浸透池を設け、雨水及び排水は、すべて本件施設内において地下浸透させる。
- 2 貯溜浸透池には、万一の過流入水を処理するため、予備管（雨水等

の過流入水による貯溜浸透池の溢水防止のための地下浸透管)を設置する。

- 3 本件施設内の各ゴルフコースを流域とする貯溜浸透池については、申請人らの地下水汚染についての危惧を除去ないし低減するために吸着剤を埋設する。
- 4 貯溜浸透池その他の防災施設については、常時巡視し、池底に沈澱した汚泥等を定期的かつ必要に応じて除去する等、適切な保守作業によって、その機能の維持を図る。
- 5 防災の重要性及び防災施設の運用に関し、従業員の意識の向上を図るべく、適切な教育を行う。

第4 景観について

- 1 本件施設内に樹高3メートル以上に成育する樹種を植栽し、ゴルフ場面積の5割の部分を実然林及び造成林とする。
- 2 本件施設内の建築物の地上高は一律とせず、かつ、水準高も一律とならないようにする。
- 3 建築物の周囲に高木を配し、遠景における建築物の露出を可及的に減少させる。
- 4 本件施設内に植栽する樹木について、その選定及び維持管理に万全を尽くす。
- 5 本件施設内に現生する草木のうち主要なものについては、工事期間中仮植し、工事完成後移植して保存する。
- 6 本件施設内の建築物の屋根は青銅色とし、壁面は周囲と調和する色彩とする。

第5 関係行政機関等に対する情報提供について

被申請人は、山梨県、〇〇〇村、同村環境保全委員会及び公害等調整委員会事務局（総務課）に対し、本件施設の設置管理及び運営状況に関する資料を定期的に提出し、これらの機関による監視、監督等の用に供する。

別記2

調停委員長談話

当調停委員会は、当事者からの事情聴取、現地の視察、その他の必要な調査を鋭意進めるとともに、被申請人に対し、ゴルフ場等建設計画についての詳細な説明を求めました。これに対し、被申請人はできる限りの詳細な説明を行うとともに、申請人らの危惧を解消するため誠意をもって対応措置を講ずるとの基本姿勢で臨み、吸着剤としての活性炭の使用を含む44項目の調停条項案を積極的に提示してきました。

当調停委員会としては、本件施設が富士山西麓の火山性堆積地にあって、雨水及び排水はすべて施設内の浸透施設45箇所から直接地下に浸透させる構造になっていること、一般にゴルフ場で使用される農薬の一部には、場合によっては流出すると窺われるものもあること等を踏まえ、現在における各種の技術的情報を調査検討した結果、適切な活性炭の使用を含む施策が本調停条項のとおり実施されれば、申請人らの水をきれいにして地下に戻せという趣旨の要求が実現され、地下水が汚染されることはなくなるであろうと判断しました。

申請人らは、これらについて理解を示したうえ、さらに、本調停条項の実施状況について知る機会をもちたいと要望したので、その方向で調整を進めた結果、本調停の成立に至りました。

当調停委員会としては、昨年5月末に静岡県知事から関係書類の送付を受けて以来、1年足らずの間に本調停の成立をみたことは、環境の保全を図ろうとする当事者双方の協力の成果であると理解しておりますが、今後とも、申請人らと被申請人の真摯な努力により相互の信頼関係を深め、円満な協力関係を維持・発展させるよう強く望みます。なお、このため、本調停の成立後当分の間は、公害等調整委員会事務局職員をして、許される限りの協力を行わせる所存であります。

平成3年5月14日

山梨・静岡ゴルフ場農薬被害等
調停申請事件担当調停委員会

委員長 和田善一